附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
神奈川運輸支局　首席運輸企画専門官　四人 次席運輸企画専門官　一人 首席陸運技術専門官　一人	神奈川運輸支局　首席運輸企画専門官　四人 愛知運輸支局　次席運輸企画専門官　一人 首席陸運技術専門官　一人
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
（空港部に置く課等） **第十五条**　（略） ２　前項に掲げる課のほか、空港部に空港管理企画調整官（大阪航空局に限る。）、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。 （保安部に置く課等） **第二十七条**　保安部に、次の七課並びに統括事業安全監督官一人、運航審査官、航空機検査官、整備審査官、航空従事者試験官及び交通管制機械設備調整官一人を置く。 技術保安企画調整課 運航課 運用課 管制課 管制技術課 航空灯火・電気技術課 交通管制安全監督課 （運航課の所掌事務） **第二十七条の三**　運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　航空機の運航に関する安全の確保に係る監督に関すること（運航審査官の所掌に属するものを除く。）。 二～七　（略）	（空港部に置く課等） **第十五条**　（略） ２　前項に掲げる課のほか、空港部に空港管理企画調整官、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。 （保安部に置く課等） **第二十七条**　保安部に、次の七課並びに航空事業安全監督官、運航審査官、航空機検査官、整備審査官、航空従事者試験官及び交通管制機械設備調整官一人を置く。 技術保安企画調整課 運航課 運用課 管制課 管制技術課 航空灯火・電気技術課 交通管制安全監督課 （運航課の所掌事務） **第二十七条の三**　運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　航空機の運航に関する安全の確保に係る監督に関すること（管制課並びに航空事業安全監督官及び運航審査官の所掌に属するものを除く。）。 二～七　（略）